

福岡県公報

令和 2 年 7 月 3 日
第 116 号

目 次

告 示 (559-565号)

○自衛官の募集	(市町村支援課) …………… 1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) …………… 5
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課) …………… 5

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 5
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課) …………… 7
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課) …………… 9
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課) …………… 12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 14
○一般競争入札の実施	(財産活用課) …………… 16
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 19
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 19
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 19
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 20
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 20
○換地を定めない土地の指定	(農村森林整備課) …………… 20

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 21
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 21
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 21
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 21

告 示

福岡県告示第559号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官及び自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和 2 年 7 月 3 日

福岡県知事 小 川 洋

1 募集種目

(1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官

ア 海上・航空自衛隊航空学生

イ 一般曹候補生

(2) 自衛官候補生

2 募集期間

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

令和 2 年 7 月 1 日 (水) から令和 2 年 9 月 10 日 (木) まで

(2) 自衛官候補生・一般曹候補生

令和 2 年 7 月 4 日 (土) から令和 2 年 9 月 10 日 (木) まで

3 受験資格

(1) 海上自衛隊航空学生

令和 3 年 4 月 1 日現在、18歳以上23歳未満の者で日本国籍を有し、次の各号のいずれかに該当する者

(電話 092-643-3028)
(電話 092-531-1766)

福岡県 総務部行政経営企画課
株式会社西日本高速印刷

福岡県 東公園 7 番 7 号

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号

福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号

(作威)

定期発行日 毎週火金曜日

福岡市南区松原二丁目29番5号
島添 清隆

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字上ミ210番11、214番1、214番3、214番7、218番2、218番5及び218番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町山田849番1 カームいつき101
秦 司

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値撮影（デジタル））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町	令和2年5月11日から 令和2年10月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市大和町付近	令和2年6月22日から 令和3年3月13日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
1級基準点測量（3点）
3級基準点測量（6点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	令和2年5月22日から 令和3年3月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和2年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町彩り台138番4、138番6から138番9まで、325番5、339番4から339番7まで、344番1、344番4から344番6まで、344番8、344番9、345番1、345番3から345番6まで、346番5、346番10から346番46まで、347番2から347番5まで、361番3、393番2、393番3、394番60、403番1及び403番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町

町長 三浦 正

参考資料1

篠栗町

町長 三浦 正様

2021年1月26日

福岡市東区松島5丁目27番5号
株式会社やまやコミュニケーションズ
代表取締役 山本 正秀

平素より弊社事業にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

昨年2月より日本国内にて新型コロナウイルスの感染が広がり、感染拡大防止策として政府より緊急事態宣言の発令やその後の様々な感染拡大防止策を受け、弊社の事業においては大きな影響が生じております。具体的には、首都圏および大都市圏での飲食事業（50店舗）の休業による売上減少、出張者や観光客の激減による福岡空港・博多駅等でのおみやげ物需要の減少、外食産業向け商品の減少があり、感染拡大第2波後の10月、11月においては順調に業績が回復いたしておりましたが、感染拡大第3波到来による緊急事態宣言発出により、12月および本年1月においては売上高の減少が大きくなりました。2月7日までの緊急事態宣言解除後においても、先々の予測が立てづらい状況となっております。

かかる状況下で、弊社においては従業員の雇用維持と事業継続を果たすべく、雇用維持のための制度活用や制度融資の活用、既存事業における経営資源の配分見直し等を行い、当面の資金確保をいたしておりますが、コロナ禍による経営への影響がさらに発生することも見据え、手元資金の備えをいたしたく2019年2月15日をもって締結された、土地売買契約書に基づいた篠栗北地区産業団地の土地購入代金（残金538,083,800円）の支払いにつき、支払い期日を2021年2月1日としていただいておりますが、同期日につき2021年8月31日までと再度の延長のご検討を賜りますようお願い申し上げます。

土地売買代金の支払の再延長に関する覚書

篠栗町（以下、「甲」という。）、株式会社やまやコミュニケーションズ（以下、「乙」という。）は、甲乙間で2019年2月15日をもって締結された、土地売買契約書（2020年6月3日付で締結された土地売買代金清算に関する覚書及び2020年7月20日付で締結された土地代金の支払いに関する覚書において変更された内容を含み、以下、「原契約書」という。）について、次のとおり合意し、覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

第1条（支払期限の変更）

原契約書の第5条を次のように改める。

（売買代金の支払）

- 第5条 乙は、甲が発行する納入通知書により、第2条の売買代金の内、第3条第1項の契約保証金を差し引いた代金（以下、「差引代金」という。）を本条第5項に定める期限の日までに甲の定める方法により一括して納付しなければならない。
- 2 甲は、前項の納入通知書を2021年7月16日までに乙に送付する。
- 3 甲は、前項の納入通知書の送付と同時に、次の各号に掲げる書類を乙に交付するものとする。
- 一 開発工事完了後の開発許可に係る検査済証の写し
 - 二 第8条第3項の地積測量図
- 4 乙は、本覚書に基づく売買代金支払期限の延長にかかる金利相当分として、2021年2月2日から差引代金全額の納付が完了する日までの日数に応じ、差引代金の金額につき以下の各号で定める利率で計算した金額を甲の定める方法により支払うものとする。
- 一 2021年2月2日から2021年3月31日まで
年0.075パーセントとする。
 - 二 2021年4月1日から2021年8月31日まで
年0.201パーセントとする。
- 5 乙による売買代金支払の期限は、2021年8月31日とする。
- 6 乙は、やむを得ない理由により前項に規定する納付期限までに売買代金を納付できないときは、遅延理由を明記した書面をもって甲の承認を受けなければならない。

- 7 甲が前項の承認を行ったときは、甲は、納入期日到来の翌日から納付する日までの日数に応じ、その未納入額につき甲乙別途協議の上締結する覚書において定める利率で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
- 8 乙は、第6項の承認を得られなかった場合、納入期日到来の翌日から納付する日（もしくは甲が第12条第1項に基づいて契約解除した日）までの日数に応じ、その未納入額につき年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲の定める方法により支払うものとする。

第2条（違約金）

原契約書の第14条第8項として、次のように定める。

- 8 第5条第4項の金利相当分の金額及び第7項及び第8項の延滞金については、本条第5項の受領済みの金員には含めないものとする。

第3条 本覚書において規定する事項を除き、原契約書は本覚書の締結後も引き続きその効力を有するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2021年2月1日

甲 福岡県糟屋郡篠栗町中央1丁目1番1号
篠栗町長 三 浦 正



乙 福岡市東区松島五丁目27番5号
株式会社やまやコミュニケーションズ
代表取締役社長 山本 正秀

